

平成25年度6月期福岡家庭裁判所委員会議事要旨

1 開催日時 平成25年6月25日(火)午後1時10分

2 場所 福岡家庭裁判所大会議室

3 委員の出欠

■ 学識経験者(五十音順・敬称略)

大村重成(福岡県精神科病院協会理事)(出), 西田靖子(福岡家事調停協会会長)(出), 渕上昌敏(福岡県警察本部生活安全部長)(出), 松崎佳子(九州大学大学院人間環境学研究院教授)(出), 森川友子(九州産業大学国際文化学部准教授)(欠), 安河内肇(公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート福岡支部支部長)(出), 山口孝志(福岡矯正管区第三部長)(欠), 山本裕子(西南学院大学人間科学部社会福祉学科教授)(出), 吉塚育史(読売新聞西部本社編集局次長兼社会部長)(出)

■ 弁護士

迫田登紀子(出), 松原妙子(出)

■ 検察官

秋山仁美(出)

■ 裁判官

榎下義康(委員長)(出), 林田宗一(出), 新海寿加子(出)

4 事務担当者

永田事務局長, 荒金首席家庭裁判所調査官, 秋吉家事首席書記官, 村本少年首席書記官, 三井総務課長

5 テーマ

家庭裁判所における広報活動について

～もっと家庭裁判所を知っていただくために～

6 議事概要

(1) 開会, 委員長あいさつ

(2) 新任委員自己紹介

(3) 協議（発言者の略記 ○：委員，◇：事務担当者）

ア 家事事件手続法下での変更点 ～子の調査と調停運営～

首席家庭裁判所調査官から試行的な面会交流に関し，子の調査の実際について説明を行った。

家事首席書記官から，家事調停手続において当庁にて活用している視覚化シートの利用状況について説明を行った。

○ 試行的な面会交流にあたっては，虐待を受けていた子などの場合，我々の前で親と面会させた場合，子は，親に拒否的な態度を示さず，子なりに気を遣っているようなケースもある。子の反応には十分に配慮し，幅広い視点で観察していく必要があると思われる。

◇ 試行的な面会の後にも継続して調査を行い，子の反応は観察しているところであるが，今後も十分配慮していく。

イ 家庭裁判所における広報活動について

総務課長から裁判所の広報一般及び当庁で実施した広報企画の概要等について説明し，引き続き意見交換を行った。

a 広報企画（ナイトツアー）の感想

○ 調停室等を公開したことはよかった。裁判所の手続を知ってもらい，利用してもらうために広報が必要であるし，訴え続けてもらいたい。また，子の意向調査に関し，離婚になると子の問題が重要になるということを周知しておく必要があるのではないかと感じた。

○ 夜間に実施したことは良かったが，夜間に実施すると2時間程度に時間が限られる。今回のように家裁を知ってもらうという位置付けであれば，2時間の設定でよかったが，3時間あれば振り返りまでできるのではないかと感じた。

○ 非公開の部分であり，勉強になったと思う。また，参加者（学生）には，家庭裁判所調査官と話ができたことも刺激になった。時間はタイトであったが，内容は充実しており，スタッフの熱意を感じた。

○ 比較的若い方の参加が多いように感じ，意外でもあった。また，参加者

からは、質疑も多くあり、元々、家庭裁判所への関心のある方が多かったと思われる。裁判官や調査官に直に質問して話を聞くこともでき、人間性を感じることができる場面もあったと思う。模擬調停は非常に良かった。

- 幅広い年代の方の参加があり、夜間に実施したことは良かったと感じた。質疑が多かったことから市民の関心の高さを実感した。

b 広報企画について

- 病院の中で患者やその家族を対象とした様々な講演会などが行われている。出張講義等を実施するのが効果的ではないか。

◇ 出前講義は、地方裁判所では比較的多く実施されていると聞いているが、当庁では、昨年は依頼がなかった。業務関連性があり、日時の都合がつくのであれば裁判官や調査官などを派遣することは可能である。なお、関係機関からの依頼に基づく講師派遣は、1か月1件程度の実績がある。

- 企画の周知について、新聞の購読者は中高年層が多くを占めており、若い人に感心を持ってもらうためには、インターネットを利用して情報を流すことが必要ではないか。関心が高くない人に対しては、新聞紙面以外のツールを利用して周知する必要がある。

- 裁判所は敷居が高く、堅いというイメージを持っている人が多い。これは、どのような人が働いているか、調査で何を感じて、どう判断しているのかわからないからだと思われる。そういった裁判所の職種や仕事の内容などを紹介することで、市民の親しみも湧くのではないかと思う。そのような広報活動が必要ではないか。

- 裁判所を身近に感じてもらい、多くの方に利用していただく意義は大きいと思われる。社会福祉協議会や民生委員などに手続などを理解していただくような説明会を実施するなどすると広く周知できるのではないか。

- 中学や高校に出向いて、あるいは、来庁してもらい仕事を理解してもらうような説明会を行うなど法教育的なものも重要ではないか。学校の教師は、少年事件や保護観察などへの関心も高いようであり、教師を対象として働きかけを行うのも役立つのではないか。

c 人材確保という観点からの広報

- ◇ 家庭裁判所調査官（補）の採用試験受験申込者数が年々減少傾向にある。人材確保のためにも受験者を増やすための広報について、御意見を伺いたい。
- 調査官の仕事はやりがいのある仕事だと思うし、関心がある人も多い。インターンシップの活用や子どもに対して職業感を養うような活動が有効ではないか。また、小学生や中学生に対し、将来を見据えて働きかけを行うことも必要なのではないか。
- 学生に対し、少年事件の話をする機会があるが、家庭裁判所調査官に対する関心は高く、工夫次第で、魅力的な仕事だと考えてもらえるのではないか。
- 関係機関の中には、法学部生等を対象とした出前講座等を行っているところもある。関係機関とタイアップした活動を行うこともできるのではないか。
- ◇ 大学生に対する就職説明会等を実施しているが、3，4年生を対象としても試験対策など準備が間に合わないことから、1，2年生に働きかけを行う機会が必要だと考えているが、良い方策がないか御意見を伺いたい。
- 家庭裁判所調査官になるための試験は難しいと理解している人が多い。仕事のイメージや勉強の内容など周知していく必要があると思われる。裁判所から試験や職業紹介のための説明に来てくれること自体を知らない教員も多い。大学のキャリアセンターなどを通じて説明会等を実施できることを教員に周知してもらうのが効果的ではないか。

(4) 次回テーマ

少年の再非行防止に向けた取組について（仮題）

(5) 次回期日

平成25年12月11日（水）午後1時10分から